

薬剤師就業支度金貸与制度のご案内

豊後大野市民病院（以下、市民病院という。）では、薬剤師の安定的な確保を図り、地域における中核的な医療機関としての機能維持及び向上に資することを目的に、薬剤師の資格を有する者で市民病院に勤務しようとする者に対し、就業支度金を貸与する制度があります。また、一定期間薬剤師として業務に従事した場合は、就業支度金は全額免除となります。制度や手続きの詳細は下記をご覧ください。

1 就業支度金貸与制度とは

		(1) 初めて市民病院に勤務	(2) 過去に市民病院に勤務経験あり
対象者		初めて市民病院に薬剤師（正規職員）として勤務しようとする者	過去に市民病院に薬剤師（正規職員）として勤務したことがある者
※対象とならない場合		<ul style="list-style-type: none"> 採用日時時点で55歳に達している者 豊後大野市民病院薬剤師修学資金貸与条例により修学資金を貸与された者 	<ul style="list-style-type: none"> 採用日時時点で55歳に達している者 豊後大野市民病院薬剤師修学資金貸与条例により修学資金を貸与された者 過去に薬剤師（正規職員）として市民病院に勤務し、その退職後3年を経過していない者 既に市民病院より就業支度金を貸与されたことがある者
貸与額 (無利息)		120万円	60万円
返還免除※	全額	<ul style="list-style-type: none"> 4年間業務に従事したとき 業務に従事した期間が4年未満で市民病院の都合により退職したとき 業務に従事した期間が4年未満で在職期間中に死亡し、又は公務に起因する心身の故障により業務継続が困難となったとき 	<ul style="list-style-type: none"> 3年間業務に従事したとき 業務に従事した期間が3年未満で市民病院の都合により退職したとき 業務に従事した期間が3年未満で在職期間中に死亡し、又は公務に起因する心身の故障により業務継続が困難となったとき
	半額	<ul style="list-style-type: none"> 業務に従事した期間が2年以上4年未満で、本人の都合により退職したとき 	<ul style="list-style-type: none"> 業務に従事した期間が2年以上3年未満で、本人の都合により退職したとき

※項目中の「業務に従事」とは、薬剤師として業務に従事することをいい、疾病等により薬剤師として業務に従事できなかった場合、その期間は従事期間より除きます。

2 就業支度金貸与制度を利用する場合の手続き

～手続き方法～

インターネットによる採用試験申込時に、就業支度金貸与制度を「利用する」を選んでください。申請に必要な情報や小論文等をインターネットにより入力していただきます。

※「利用しない」を選んだ場合は、以降の手続きは不要です。

～審査方法～

採用試験の面接時に、書類審査及び面接審査を行います。

～貸与の決定～

採用試験で合格した者で、審査の結果、貸与することを決定した場合は、「貸与承認決定通知書」、「誓約書」及び「口座振込依頼書」を採用試験の合格通知に同封し、通知します。併せて貸与希望日の確認を行います。

※貸与しないことを決定した場合や採用試験で不合格であった者は、貸与承認決定通知書等は通知されません。

～貸与日～

「誓約書」及び「口座振込依頼書」を指定期日までに提出してください。提出書類の確認後、貸与申請書の貸与希望日までに指定口座に振込みます。

～貸与の決定の取消し～

貸与決定後、市民病院に薬剤師として勤務する見込みがなくなった場合等貸与の決定を取り消した場合、薬剤師就業支度金貸与取消通知書を通知します。この場合で既に貸与の支払いがなされている場合は、一括又は分割で返還しなければいけません。

【問い合わせ先】豊後大野市民病院 医事・経営課 総務係